柴田町告示第１０１号

柴田町資金管理運用方針検討会設置要綱を次のように定める。

令和８年１０月８日

柴田町長　石　森　靖　明

柴田町資金管理運用方針検討会設置要綱

（設置）

第１条　この告示は、本町が所管する資金の安全かつ効率的な管理及び運用に関する事項を協議し、及び検討するため、柴田町資金管理運用方針検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（定義）

第２条　この告示において「資金」とは、歳入歳出外現金、各基金に属する現金及び有価証券等をいう。

（所掌事務）

第３条　検討会は、次に掲げる事項を調査し、及び検討する。

（１）　資金の管理に関すること。

（２）　資金の運用に関すること。

（組織）

第４条　検討会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長には副町長を、副委員長には会計管理者をもって充てる。

３　委員は、総務課長及び財政課長をもって充てる。

４　委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　検討会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　検討会の庶務は、会計課において処理する。

附　則

この告示は、令和８年１０月１３日から施行する。